

議案第 65 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の
一部を改正する条例

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 A の項各月初日の支給認定保護者の属する世帯等の階層区分の欄中「(及び)」を「(又は)」に改め、「児童福祉法」の次に「第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議 案 説 明

議案第 65 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ファミリーホームに入所する児童が特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額について、所要の改正を行おうとするものです。